

生活のすべてが守備範囲、 地域の民生委員・児童委員

子育てのこと、学校のこと、介護のこと、経済的なこと、日々の暮らしの中で困ったり悩んだりしたとき、身近な地域に相談できる相手がいれば心強いものです。民生委員・児童委員は、まさに幅広い悩みに応える地域の相談役。住民の立場で、親身になって話を聞き、心配ごとを解決するために、いろいろな福祉サービスを紹介したり、必要に応じて役所など関係機関との調整役を務めたりしています。今回は、旭区新森地区で民生委員・児童委員をつとめる永井美梅さんに、その活動を伺いました。



民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、市町村の地域ごとに設置され、住民の立場に立って生活全般における相談に応じ、必要な援助を行う人のことをいいます（コラム1参照）。都道府県知事や政令指定都市・中核市の市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年、定年は75歳。大阪市などの政令指定都市の場合は、220～440世帯ごとに一人の民生委員・児童委員が配置され、おおむね小学校区である地区の世帯数を基準に委員数が決められています。

高齢化や家族や近隣のつながりが薄れている今、ますます重要な存在となっていますが一方で、担い手の確保が難

しくなってきています。

民生委員・児童委員になって、今年8年目を迎える永井美梅さんは、就任前、民生委員にはどんな役割があるのか、永井さんが住んでいる地域では誰が民生委員なのか全く知らなかったそうです。それでも引き受けた理由についてこう話します。

「上の子が6歳の時に、こちらの地域に引っ越してきました。それから2人目、3人目の子が生まれました。慣れない地域でも、子どもたちがスクスクと育ってくれたのは、子ども会をはじめ、地域のおかげだと思っています。私もようやく子育てがひと段落し、地域のために何かお役に立てればと思い、引き受けました」

生活全般の相談に応じる

永井さんは就任後、新任者研修に出席して驚いたそうです。

「分厚い資料を見て、啞然としました。とくに、膨大な数の証明事務は、生活保護家庭、母子家庭、学生の就学資金貸付など多岐にわたっています。大変な仕事を引き受けてしまったという思いと同時に、すごく責任のある仕事だと感じました」

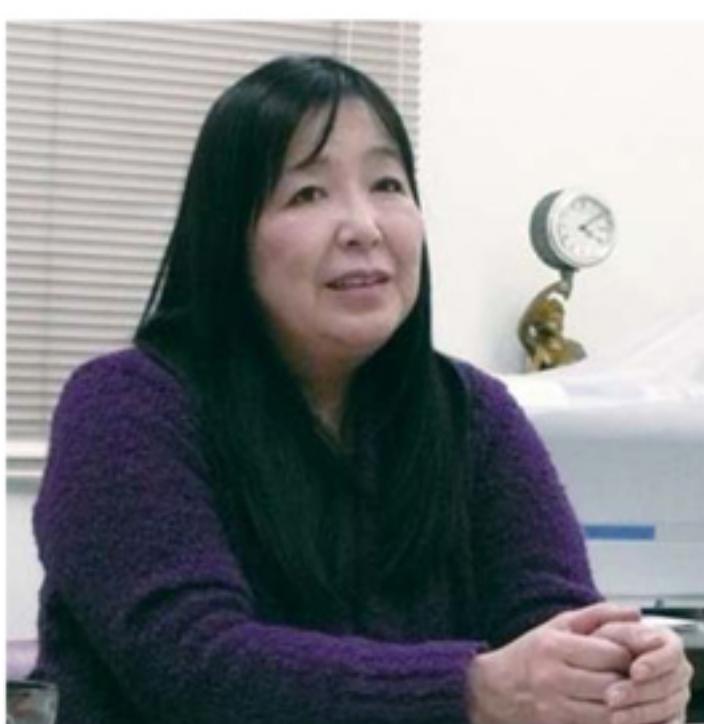
地域住民の生活に関わる問題に対応す

る民生委員・児童委員の役割は多岐にわたります。しかし、実際にやってみると「本当に役に立てているのか」と不安になったといいます。

「相談に来られた方への対応。役所の要請で悩みごとのある方への訪問・対応。今は、ある一人暮らしの高齢者の見守りを依頼されているので、月1回ご自宅を訪ね、困りごとがないかお聞きしています。」

民生委員・児童委員は、役所や地域住民の要請や依頼に対応するだけでなく、自主的に地域を見守らなければなりません。

「私の場合はよく、自転車で地域を一周しています。公園で夜遅くに子どもたちが遊んでいたら、『はよう帰りや』と声かけたり、一人暮らしの高齢者の家に電気がついてないのを見かけたらのぞいてみて『いてる?』と声かけたりしています。たいていは『寝てた』とおっしゃるのですが。所要時間は、せいぜい15分程度。あとは、別の日に買い物がてらぐるっと回っています。仕事というより、普通の事になっています。一步外に出ると『街灯消えてるから、町会長さんに言うとかなあかんな』とか、気がつけば自然に地域のことを気にしているんですね。民生委員としての自覚が身についたんだなと思い、少し肩の力が抜けました」



民生委員・児童委員
永井 美梅さん

話を聞くことで 見えてくる課題

永井さんは現在、月に1回、一人暮らしをする80歳代の女性を訪ねています。

「身体の調子どうですか?と話しかけ、疲れた表情をされていないか、家は掃除がされているかをうかがったりしながら、必要なことを役所に報告しています。あとは、世間話ですね。若い頃の話をしている時は、本当に嬉しそうで、私も楽しくなってきます」

永井さんのところへ相談にくる地域住民に対しても、徹底して話を聞いているそうです。

「たいていは相談内容以外にも、困りごとを抱えています。その方が次の一步を踏み出せるようにするためにには、できるだけ話しの腰をおらずに全部吐き出してもらうこと。そうすると問題は明らかになり、新しい福祉サービスを勧める際にも、すんなり受け入れてくださいますね」

積み重なり、複雑になってしまった悩みの糸を一つずつ解きほぐす永井さん。一つでも悩みが解決すれば誰でも気持ちが軽くなり、生活する意欲が湧いてきます。こうした地道なコミュニケーションの積み重ねで、永井さんご自身も変化したとか。

「誰とでも話ができるようになります。以前から人と話すことには慣れていきました。ただ、相手の心に一步踏み込んだ会話ができるようになったのは民生委員になってからです」



和気あいあい×真剣さ 尊敬する、大先輩のように

民生委員・児童委員になると、担当地区内の会議に出席することになります。「初めて出席した時は40歳代でした。30歳以上年齢差がある方もおられましたが『仲良くなれそう』と親しみを感じました。それくらい和気あいあいとした雰囲気なのです。皆さん、普通のおじさん、おばさんなのですが、地域のことには、大変まじめに取り組んでおられ学ぶことが多いです」と永井さんは言います。

「会議で『こんな時はどうすればいいですか?』などと尋ねると、必ず、どなたかがアドバイスをくださいます。例えば、家賃が長らく滞っているという相談を家主から受け、どこに相談していいか分からぬ時でも、市の法律相談がいいよとか、家賃滞納問題に詳しい弁護士を紹介しようかとか。そう考えると民生委員の力は、民生委員の経験というよりも、一人の人間として培ってきた経験も大きいと思います。私などはまだまだです」

最後に民生委員・児童委員を続けていてよかったことをお聞きしました。「何でもないことですが『こんにちは』といえる人が地域にたくさんいるって幸

せなことだと思います。相談者が解決の方向をみつけられ『ありがとう』とおしゃった時もやっていてよかったと感じます。尊敬する大先輩に一歩でも近づけるように、これからもがんばりたいと思っています」

コラム②

民生委員・児童委員の基本姿勢

- ①社会奉仕の精神(民生委員法第1条)
- ②基本的人権の尊重(同法 第15条)
- ③職務上の地位の政治的中立
(同法 第16条)

民生委員の役割・職務

- ①生活状態の把握
- ②相談・援助活動
- ③福祉サービスの利用援助
- ④社会福祉を目的とする事業を経営する者・社会福祉に関する活動を行う者との連携・支援
- ⑤福祉事務所(※大阪市の場合は、保健福祉センター)等関係行政機関の業務に対する協力
- ⑥住民の福祉の増進を図るための活動

児童委員の活動

- ①実情の把握と記録
- ②相談・支援
- ③児童の健全育成のための地域活動
- ④児童虐待への取り組み
- ⑤意見具申
- ⑥連絡通報

【民生委員児童委員必携第56集より引用】

※は編集部加筆

コラム①「民生委員・児童委員について」

- 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

【厚生労働省のホームページよりhttp://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin.html】

民生委員・児童委員に関する情報は、以下を参照ください

- ◎全国民生委員児童委員連合会
<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>
- ◎大阪市民生委員児童委員連盟
<http://www.osaka-sishakyo.jp/about/iinrenmei.html>

①

スキルアップ講座(第1回)

「電話応対・接遇マナーのスキルアップ講座」

「利用者への言葉づかいが気になる」「電話応対やマナーを基本から学びたい」。このような悩みを持つ福祉従事者を対象にした研修です。電話応対や接遇マナーの良し悪しは、利用者の支援において非常に重要です。的確で好感をもたれる応対を、演習を交えて実践的に学びます。電話や接遇の応対をより一層レベルアップしたい方に役立つ講座です。

- 対象者 大阪市内の社会福祉関係施設・機関に勤務する職員
- 日時 4月24日(火)
午前10時～午後4時30分
- 講師 桑野里美(有限会社ビジネス・パートナー・オフィス代表)
- 定員 50人(申込多数の場合は抽選)
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター(西成区出城2-5-20)
- 参加費 2,000円
- 締切日 3月23日(金)
- 受講決定 受講の可否については4月4日頃に各事業所あてに郵送でお送りします
ホームページ(<http://www.wel-osaka.jp/>)をご覧のうえ、ホームページ又はファックスにてお申し込みください。

②

平成24年度社会福祉史の市民講座(第1回)
“ゆりかごから墓場まで”の福祉目標を目指して
～比嘉正子と都島友の会の実践～

比嘉正子は、昭和6(1931)年、当時の都島に幼稚園がない中で、青空幼稚園を設立しました。以

降、戦中・戦後の厳しい社会状況の中、乳幼児やその親を支援する社会福祉事業を中心に実践。創設した「都島友の会」は、平成23(2011)年に80年の歴史を刻みました。多様な福祉課題の解決に果敢に取り組んだ比嘉正子の思想と実践を学びます。

- 対象者 大阪市内在住・在勤・在学者
- 日時 4月28日(土)午後2時～4時
- 講師 渡久地 歌子(社会福祉法人都島友の会 理事長)
- 定員 50人(先着順)
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター会議室1(西成区出城2-5-20)
- 参加費 無料
- 締切日 4月18日(水)
- 申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックス・はがき・ホームページからお申し込みください

●①②の申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター
〒557-0024 西成区出城2-5-20
☎06-4392-8201 FAX 06-4392-8272
URL <http://www.wel-osaka.jp>

③

第3回公開講座
「看取りについて考える」
(3回シリーズ)

社会福祉施設従事者や市民を対象に、すでに医療で取り組まれてきたホスピスケア、緩和ケアの歴史や現状を学ぶことを通じて、施設・在宅における看取りケアの本質について考えます。

- 日時 3月23日(金)午後1時30分～5時
- 講師 第一部「事例報告」
報告者:デイサービス連絡協議会、特養介護主任学習会、認知症個別訪問相談事業関係者

第二部「講演会」

内容:介護施設における看取り看護～最後の瞬間まで自分らしく生きたい～

講師:菊地雅洋(社会福祉法人登別千寿会理事、特別養護老人ホーム緑風園総合施設長)

130人(先着順)

大阪府教育会館たかつガーデンたかつ東中(天王寺区東高津町7-11)

無料

講演会名、住所、名前、年齢、電話番号を記載のうえ、往復はがきにてお申し込みください。返信用はがきには必ず住所・名前を明記ください

●主催 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟

●申込・問合せ先

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター311
☎06-6765-3611 FAX 06-6765-3612

大阪市福祉人材養成連絡協議会
ジョイントシンポジウム

- 日時 3月29日(木)午後2時～5時
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター 5階 大会議室
- テーマ 職種、施設を超えて福祉関係従事者が大震災の支援から学ぶもの～阪神・淡路大震災から東日本大震災まで～
- 申込方法 参加希望の方は、大阪市社会福祉研修・情報センターまでお電話ください
☎06-4392-8201

申込記載事項

【必須項目】①研修(講演会)名、②名前(ふりがな)、③年齢、④連絡先住所(〒)、⑤電話、ファックス番号、⑥勤務先(所属)

※必須項目以外にも、必要な項目がある場合がありますので、忘れず記載ください

大阪市社会福祉研修・情報センター 会議室等貸室利用の変更のお知らせ

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、大阪市健康福祉局の指定管理者業務の範囲の変更にともない、

平成24年4月1日から、5階の講座室1・講座室2・演習室2・演習室3・演習室4の利用を休止します。

〔平成24年4月1日以降、利用可能な部屋〕

時間区分		定員	午 前 (9:30~12:30)	午 後 (13:00~17:00)	夜 間 (18:00~21:00)	昼夜間 (9:30~21:00)
4 階	会議室(1)	99	3,800円	5,100円	3,800円	11,400円
	会議室(1)東	45	1,900円	2,600円	1,900円	5,800円
	会議室(1)西	54	2,900円	3,800円	2,900円	8,600円
5 階	調理実習室	50	3,800円	5,100円	3,800円	11,400円
	介護実習室	36	5,700円	7,600円	5,700円	17,100円
	多目的室	18	1,000円	1,300円	1,000円	3,000円
5 階	大会議室	144	5,800円	7,700円	5,800円	17,400円
	会議室(2)	60	2,900円	3,800円	2,900円	8,600円
	演習室(1)	18	1,000円	1,300円	1,000円	3,000円

※土・日曜日のご利用時間は午前9時30分～午後5時までです。夜間の貸し出しは行っていません

※また、一部の部屋の改修工事(工期未定)が予定されています。ご不便をおかけいたしますがよろしくお願いします

※部屋の申込等につきましては、本誌裏表紙をご覧ください

問合せ先: ☎06-4392-8200

今月号の特集について もっと詳しく知りたい方は…

『改訂民生委員のための 地域福祉活動Q&A』

◎小林 雅彦 著
中央法規出版 2011年

民生委員活動のなかで生じる疑問、住民から受けける相談、今後地域社会で対応が求められるようになると思われる事項を取り上げ、Q&A形式で解説。



『新任民生委員・ 児童委員の活動の手引き』

◎全国民生委員児童委員連合会 著
全国社会福祉協議会 2010年

活動内容と法的位置づけ、相談・支援活動のポイントなど、民生委員・児童委員として必要な基礎知識、知っておくと便利な事柄を解説。



図書紹介

『すぐに使える介護のための接遇講座』

◎山岡 仁美 著 中央法規出版 2010年
挨拶や表情、身だしなみ、態度など、介護の基本から応用まで、知識と実践のヒントを紹介。



『ササッとわかる「パーソナリティ障害」』

◎岡田 尊司 著 講談社 2010年
自傷、うつ、家庭内暴力、摂食障害、非行、恋愛依存など様々な症状の陰にはパーソナリティ障害が潜んでいることもある。症状の解説、自己改善法や接し方などを解説。



『Q&Aでわかる回想法ハンドブック 「よい聴き手」であり続けるために』

◎野村 豊子 編 中央法規出版 2011年
回想法の考え方から目的、計画・準備、セッションにおける実践技術、記録、効果評価、研修まで、Q&Aでわかりやすく解説。



図書

- 『100歳!日野原重明のフレディ・エクササイズ』 飛鳥新社 2011年
- 『観察力と考察力をみがく“ひょと視点”で広がる介護技術』 中央法規出版 2011年
- 『誰も教えてくれないお金の話』 サンクチュアリ出版 2010年



- 大阪市社会福祉研修・情報センター2階の図書・資料閲覧室では、福祉に関する図書、視聴覚資料（ビデオ、DVD等）、雑誌等を多彩に揃えています。
- 貸出は図書5冊、視聴覚資料5本、期間はそれぞれ2週間です。
- ホームページから蔵書検索やDVDなどのリストがダウンロードできます。

<http://www.wel-osaka.jp/>

☎06-4392-8233

（開設時間：月～土曜日・午前9時30分～午後4時45分、受付は午後4時30分まで。図書・資料閲覧室の開館時間外は、当センターの開館時間内であれば1階事務室で返却できます。）

DVD紹介

『今すぐ役立つ!感染症予防』

◎東京都社会福祉協議会 27分 2011年
保育園・老人ホームなど福祉施設でノロウイルスなどの集団感染を防ぐために。ドラマと特殊映像で手順をわかりやすく説明している。基礎編と対応編を収録。



『わたしたちも地域の住民です。 ～当事者が語る「福祉のまち」～高齢者編』

◎大阪市社会福祉協議会 14分 2011年
地域で暮らす高齢者の姿や活動を通じて、「高齢者」＝「弱くて援助を必要とする人」と捉えるのではなく社会に貢献できる存在であることを学ぶ。



『99歳の詩人 柴田トヨ 心を救う言葉』

◎NHKエンタープライズ 42分 2011年
99歳柴田トヨさんの日常を追ったヒューマンドキュメンタリー。



DVD

- 『マイ・ライフ、マイ・ファミリー』 フォックスホームエンターテイメント 2011年
- 『手話の語彙 1』 関西手話カレッジ 2009年



障害児保育のはじまりと発展②

本稿は三話完結の第二話です。

1971(昭和46)年、大阪市は民間社会福祉の活性化のために実験的開拓的事業の助成制度を創設しました。そこで私どもが「保育所における障害児保育」をテーマに申請したところ、助成制度の第1号として認可をいただきました。

本格的な研究事業として進めるために、4人の重い障害児の入所を受け容れ、障害児2人に1人の保育士を配置し、発達心理学の大槻樟蔭女子大学の名倉先生に助言指導をお願いしました。すると早速、5歳児でてんかんのH子ちゃんが問題を起こしました。周りにいるおとなしい子や弱い子を噛むのです。大きな体の子が噛むので、歯形がしっかりつきます。H子ちゃんが近づいてくると、みんなが怖がり逃げるというようになりました。保護者からも「暴力をふるうような子は、やめさせるべき」という抗議がありました。

この件について大阪市の保育課に相談に行くと「保育所は元来、心身共に健常な子どもを保育するところです。障害のある子は専門施設に任せるべき。障害児保育をすると危険を伴うので、やるべきではない」と指摘されました。さらに、私どもが障害児保育を始めたということが保育界にも広がっていたため、この問題に関しては著名な方々からも、批判の声をいただきました。「専門家でもないのに、そういうことをするのはどうだろうか」大体、そのような内容でした。

私どもは、H子ちゃんの問題について、まず保護者に理解をしていただく必要があると考

え、保護者総会を開きました。H子ちゃんに噛まれた子の保護者も集まっています。私どもは、H子ちゃんのご両親にも来てもらい、迷惑をかけたことは事実だから一言、親として謝っていただきたいとお願いしました。

総会では、私のほうから、相当長い時間、保護者に対して説得のお話をいたしました。H子ちゃんは5歳ですが、1歳児とあまり変わらない発達なので自分の気持ちをうまく表せない。でもそれは、いろんな教育的な働きかけによって、必ず噛まずに違う形でコミュニケーションをとっていくようになります。もう少し私どもを信頼して、H子ちゃんをやめさせないで保育をしていきたいので、協力してほしいと訴えました。しかし、実際、我が子を噛まれた親は理屈はわかるが、感情的に納得できません。

その時、H子ちゃんのお父さんが立ち上りました。「ご迷惑をおかけしたH子の父親です。H子は障害があるだけに私にとってはかわいい子どもです。ほかの施設には全部断られ、やっと風の子保育園に入れたんです。H子は、ここを追い出されたら、もう行くところはありません。どうか追い出さないでください」と切々と訴えられました。

そのお父さんの態度が大勢の保護者に感動を与え、会場にはすすり泣く声も聞こえ、場の雰囲気が180度変わってしまいました。あるお母さんは立ち上がって「自分の弟も今、三重県の精神病院にあります。精神病ではないけども、知恵遅れである。入れるところがないから精神病院に入り、ずっとそこで生活をしている。もし、弟が小さいころに、風の子保育園のようなところに入れてもらっていたら、こういう人生を歩まなかっただろう。だから、H子ちゃんやほかの障害のある子をみんなで支えていたらいいんじゃないか」とおっしゃいました。この出来事があって以来、風の子保育園における障害児保育が、保護者に批判されることは一

切なくなりました。

1972(昭和47)年の春、大阪市に事業報告書を提出しました。同時に大阪市の児童福祉審議会に呼ばれ、私どもが提出した報告書をもとに審議会委員の質問等がありました。それから間もなくして、大阪市は障害児保育の指定保育所助成制度を立ち上げました。私どもの実験的開拓的事業報告書は、大阪市の助成制度を立ち上げる大きなきっかけになったのではないかと思っております。

1972(昭和47)年から指定保育所制度が始まりました。最初の年は4カ所。これは、私どもの「風の子保育園」のほか、育徳園、天使保育園、平野愛和学園という4施設でした。翌年に、都島保育所が加わって、5カ所になりました。大阪市が指定保育所制度を始めてから、3年後には、公立保育所が障害児保育を取り組み始め、一挙に74施設という多数の保育所が障害児を受け入れる体制に代わっていきました。昭和50年代末まで、公私ともに障害児保育が広がり、60年代以降は安定しています。

もう1つ、大阪市の先進的なところとしては、1979(昭和54)年に「障害があれば優先入所する」という画期的な方針を打ち出したことです。

一方で昭和50年代の初め頃、民間の保育関係者の中では障害児保育に対して2つの意見が対立していました。障害児保育とは「障害のある子が健常児の集団の中で適切な援助を受け、望ましい発達援助を行うために実施する」という考え方、もう一つは「発達援助のためではなく、健常児と一緒に生活することに意味がある」という考えです。私立保育園連盟内の障害児保育委員会では、しばしば激論になり、ついに委員会は解散してしまいました。現在もこの対立は残っており、引き続き大きな課題になっていくと思われます。



※この稿は大阪市社会福祉研修・情報センターで開催された「社会福祉史の市民講座」の講演[講師：松村寛 社会福祉法人水仙福祉会]の聞き取り(言葉については歴史的事実として当時の表現をそのまま使用しています)から抜粋したものです。

平成24年度「善意銀行・ありがとう応援資金」払出先募集

テーマ『認知症高齢者やその家族を支援する事業』

大阪市社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に「善意銀行」を設置しています。

【払出額】

1件 30万円以内(総額300万円)

【応募要項】

◆**払出対象**／大阪市内で、高齢者福祉に関する取り組みを行っている法人(社会福祉法人、NPO等)団体、グループ。ただし、応募時点で設立されており実施体制が整っていること。23年度に払出を受けた団体は対象外。

◆**対象事業**／『認知症高齢者やその家族を支援する事業』

先駆性・開拓性・継続性・有効性がある事業(他の助成金や公的な補助などを受けている場合は対象外)

対象事業例…地域での認知症高齢者支援のネットワークづくり、認知症高齢者の日常生活や自立を支援する事業、認知症予防に関する事業、認知症高齢者の虐待防止を目的とした事業、その他、認知症高齢者やその家族を支援する事業、など。

◆**対象経費**／平成24年度中に実施予定事業にかかる必要経費(必要経費の10%以上は自己負担)

(注)通常の電話代や家賃などの運営経費は対象外です。物品購入も可としますが、それ自体が目的である事業は対象外です。

◆**申込方法**／払出申請書(第1号様式)に、①事業計画書 ②収支予算書(見積書写添付) ③団体の定款や規約 ④直近1年間の事業実績の分かるもの ⑤役員名簿を添付して下記まで提出してください。詳しくは大阪市社会福祉協議会のホームページを参照してください。(※必要書類がダウンロードできます)

◆**申込期間**／平成24年4月2日(月)～20日(金)必着

◆**選考方法**／申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で選考

◆**決定通知**／文書で通知(5月下旬予定)

◆**留意事項**／申し込みは1団体1件に限ります。また申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話・訪問による問い合わせをする場合もあります。

【問合せ・申込先】

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 福祉部福祉企画課 ☎06-6765-5610 FAX 06-6765-5607

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内

ホームページ <http://www.osaka-sishakyo.jp/> (申請必要書類のダウンロード)

パンフレット、カタログ、雑誌から会社案内等々
広告・デザイン・印刷のことなら
何でもご相談ください。



たとえば団体や催し物をアピールするためのパンフレットやフライヤー。作りたいものがあるても、それがなかなかカタチにならず困ったことはありませんか?そんなときは、アド・エモンにご連絡ください。当社が企画の段階から納品にいたるまで、各専門スタッフが的確にサポートし、あなたとアイデアをつなぐトピラになります。

お気軽に
ご連絡
ください

TOTAL CREATION
AD·EMON
株式会社 アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5F

TEL:(06)6362-1511(代) FAX:(06)6362-1510 E-mail:info@ad-emon.com

<http://www.ad-emon.com>

(広告)

福祉職員のための メンタルヘルス相談



～「しんどいな」と思ったら、まずお電話ください～
疲れやすい、やる気がでない、眠れない、
対人関係がうまくいかない…など
福祉の仕事に携わる方の
ストレスから生じるさまざまな問題の
相談に応じます。



メンタルヘルス相談(予約制)

電話または来所(まずはお電話ください)

必要に応じて来所によるカウンセリングも行います。

▼相談直通電話

お気軽にお電話ください

☎06-4392-8639

大阪市社会福祉研修・情報センター 3階

●住所:大阪市西成区出城2-5-20

●相談日時:毎週土曜日 午前9時30分～午後4時

(祝日も実施。但し年末年始は休み)

※要予約、問い合わせのみ平日可

●相談員:臨床心理士 ●相談料:初期相談無料

※秘密厳守します。

メンタルヘルス相談では、ご本人からだけではなく、
周囲にいる同僚や上司の方からのご相談も受け付けています。

